

職務発明規程



目次

第1章	総則
第2章	届出
第3章	権利
第4章	報奨金
第5章	その他

附則

1. この規則は、2020年4月1日から実施されます。
2. この規則を改廃する場合は、クルー代表の意見を聴いて実施します。
3. 改定履歴

第1章 総則

第1条 目的

- この規定は、株式会社クラッソーネ(以下「当社」といいます。)に勤務し、研究開発等に従事するクルー並びにそれに準じる者(以下「クルー等」といいます。)が創作した発明等の取扱いについて定めることを目的とします。

第2条 定義

- この規定において、「発明等」とは、次に掲げるものをいいます。
 - 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する発明
 - 実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する考案
 - 意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠
- この規定において、「職務発明」とは、クルー等が創作した発明等であって、当該発明等を創作するに至った行為が当社におけるクルー等の現在又は過去の職務に属するものをいいます。
- この規定において、「特許権等」とは、特許権、実用新案権又は意匠権のことをいいます。

第2章 届出

第3条 届出

- 職務発明を行ったクルー等は、速やかに発明等発明届書を作成し、会社に届け出なければなりません。
- 前項の発明が二人以上の者によって共同でなされた場合は、前項の発明届を連名で作成するとともに、各発明者が当該発明の完成に寄与した程度(寄与率)を記入するものとします。

第3章 権利

第4条 権利帰属

- 職務発明については、その発明等が完成した時に、会社が特許権等を受ける権利を取得します。

第5条 権利の処分

- 会社は、職務発明について特許権等を受ける権利を取得したときは、当該職務発明について出願を行うこと、若しくは行わないこと、又はその他処分する方法を決定することとします。
- 出願の有無、取下げ又は放棄、形態及び内容その他一切の職務発明の処分については、会社が判断します。

第6条 協力義務

- 職務発明に関与したクルー等は、会社の行う特許出願その他特許権等を受けるために必要な措置に協力しなければなりません。

第4章 報奨金

第7条 相当の利益

1. 会社は、第4条の規定により職務発明について特許権等を受ける権利を取得したときは、発明者に対し次の各号に掲げる相当の利益を支払います。ただし、発明者が複数あるときは、会社は、各発明者の寄与率に応じて按分した金額を支払います。
 - ① 出願時支払金 3万円
 - ② 営業秘密決定時支払金 1万円
2. 発明者は、会社から付与された相当の利益の内容に意見があるときは、その相当の利益の内容の通知を受けた日から60日以内に、会社に対して書面により意見の申出を行い、説明を求めることができます。

第8条 支払い手続き

1. 前条に定める相当の利益は、出願時支払金については出願後速やかに支払うものとし、営業秘密決定時支払金については営業秘密としての保護決定後速やかに支払うものとしします。

第5章 その他

第9条 秘密保持

1. 職務発明に関与したクルー等は、職務発明に関して、その内容その他会社の利害に関係する事項について、当該事項が公知となるまでの間、秘密を守らなければなりません。
2. 前項の規定は、クルー等が会社を退職した後も適用します。

第10条 外国特許に係る当社の権利

1. この規定の定めるところにより当社が取得する特許権等を受ける権利には、外国法において定められた特許権等を受ける権利を含むものとしします。

第11条 適用

1. この規程は、2020年4月1日以降に完成した発明に適用します。

発明等届出書

年 月 日

クラッソーネ株式会社
代表取締役社長
川口 哲平殿

所 属
職名等

氏 名

印

このたび下記の発明等を行いましたので、職務発明規程第3条の規定により、届け出ます。

記

1. 発明の名称

2. 発明の要点

発明の背景、その新規性と従来技術と比較しての進歩性を簡潔明瞭に記載すること。必要に応じて図や資料等を添付すること。

3. 共同発明者の有無(有の場合は、氏名・寄与率(%)・印鑑)

発明者1:	印	寄与率	%
発明者2:	印	寄与率	%
発明者3:	印	寄与率	%
発明者4:	印	寄与率	%

以上

1 申請様式については、同様の項目を電子的に申請することで代替できます。